

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が1割

(1) 要支援認定を受けておられる方：併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）従来型個室（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※1	6	
① 1日あたりの単位数（②を除く）	457	567
② 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（①×13.6%） ※2	62	77
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）	519	644
④ 1日あたりの金額（③×10,17円）	5,278円	6,549円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の9割）	4,750円	5,894円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）	528円	655円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,000円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）	4,228円	4,355円

※1 勤務年数が一定以上の職員を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(1) -1滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者	380円	300円
	高齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯 年金収入等80.9万円以下	480円	600円
第3段階①	年金収入等80.9万円超120万円以下	880円	1,000円
第3段階②	年金収入等120万円超	880円	1,300円
第4段階	上記以外の方	2,000円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(2) 要支援認定を受けておられる方：併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）多床室（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※1	6	
① 1日あたりの単位数（②を除く）	457	567
② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×13.6%） ※2	62	77
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）	519	644
④ 1日あたりの金額（③×10,17円）	5,278円	6,549円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の9割）	4,750円	5,894円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）	528円	655円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）	915円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）	3,143円	3,270円

※1 勤務年数が一定以上の職員を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(2) -1滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		0円	300円
	住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80.9万円以下	430円	600円
第3段階①		年金収入等80.9万円超120万円以下	430円	1,000円
第3段階②		年金収入等120万円超	430円	1,300円
第4段階	上記以外の方		915円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金が一定の基準を超える場合は対象外になります。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	188 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	9 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合（1日3回まで）
若年性認知症利用者受入加算	122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	204 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が2割

(1) 要支援認定を受けておられる方：併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）従来型個室（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※1	6	
① 1日あたりの単位数（②を除く）	457	567
② 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（①×13.6%） ※2	62	77
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）	519	644
④ 1日あたりの金額（③×10,17円）	5,278円	6,549円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の8割）	4,222円	5,239円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）	1,056円	1,310円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,000円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）	4,756円	5,010円

※1 勤務年数が一定以上の職員を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(1) -1滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者	380円	300円
	高齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯 年金収入等80.9万円以下	480円	600円
第3段階①	年金収入等80.9万円超120万円以下	880円	1,000円
第3段階②	年金収入等120万円超	880円	1,300円
第4段階	上記以外の方	2,000円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(2) 要支援認定を受けておられる方：併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）多床室（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※1	6	
① 1日あたりの単位数（②を除く）	457	567
② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×13.6%） ※2	62	77
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）	519	644
④ 1日あたりの金額（③×10,17円）	5,278円	6,549円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の8割）	4,222円	5,239円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）	1,056円	1,310円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）	915円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）	3,671円	3,925円

※1 勤務年数が一定以上の職員を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(2) -1滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		0円	300円
	住民税非課税世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80.9万円以下	430円	600円
第3段階①		年金収入等80.9万円超120万円以下	430円	1,000円
第3段階②		年金収入等120万円超	430円	1,300円
第4段階	上記以外の方		915円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金が一定の基準を超える場合は対象外になります。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	375 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	17 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合（1日3回まで）
若年性認知症利用者受入加算	244 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	407 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

●自己負担が3割

(1) 要支援認定を受けておられる方：併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅰ）従来型個室（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※1	6	
① 1日あたりの単位数（②を除く）	457	567
② 介護職員等処遇改善加算Ⅱ（①×13.6%） ※2	62	77
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）	519	644
④ 1日あたりの金額（③×10.17円）	5,278円	6,549円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の7割）	3,694円	4,584円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）	1,584円	1,965円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）	2,000円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）	5,284円	5,665円

※1 勤務年数が一定以上の職員を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(1) -1滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分	滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者	380円	300円
	高齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯 年金収入等80.9万円以下	480円	600円
第3段階①	年金収入等80.9万円超120万円以下	880円	1,000円
第3段階②	年金収入等120万円超	880円	1,300円
第4段階	上記以外の方	2,000円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金が一定の基準を超える場合は対象外になります。

(2) 要支援認定を受けておられる方：併設型介護予防短期入所生活介護（Ⅱ）多床室（1日あたりの概算）

要介護度	要支援1	要支援2
要介護度単位	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅲ ※1	6	
① 1日あたりの単位数（②を除く）	457	567
② 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ（①×13.6%） ※2	62	77
③ 1日あたりの単位数合計（①+②）	519	644
④ 1日あたりの金額（③×10.17円）	5,278円	6,549円
⑤ 1日あたりで介護保険から給付される金額（④の7割）	3,694円	4,584円
⑥ 1日あたりの自己負担額（④-⑤）	1,584円	1,965円
⑦ 1日あたりの食費（第4段階） ※3	1,700円（320円/朝食、750円/昼食、630円/夕食）	
⑧ 1日あたりの滞在費（第4段階）	915円	
1日あたりの費用の合計（⑥+⑦+⑧）	4,199円	4,580円

※1 勤務年数が一定以上の職員を手厚く配置していることによる加算

※2 介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※3 上記表は概算のため食費は1日3食として計算してありますが、実際は1食ごとに計算いたします

(2) -1滞在費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		滞在費	食費
第1段階	生活保護受給者		0円	300円
	住民税 非課税 世帯	老齢福祉年金受給者		
第2段階		年金収入等80.9万円以下	430円	600円
第3段階①		年金収入等80.9万円超120万円以下	430円	1,000円
第3段階②		年金収入等120万円超	430円	1,300円
第4段階	上記以外の方		915円	1,700円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金が一定の基準を超える場合は対象外になります。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

送迎加算	562 円/回	ご自宅と事業所間の送迎を行った場合
療養食加算	25 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合（1日3回まで）
若年性認知症利用者受入加算	366 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	611 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	医療処置消費材料費	実費	原則として医療処置材料はご持参ください
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。